中心視野角度が56度以下若しくは両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下の者をいう。）に対しては、弱視用試験による受験を認める。

ア　一般問題　解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

イ　実地問題　運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

⑵　口述試験及び実技試験　重度視力障害者に対して、筆記試験の実地問題に代えて次の科目について行う。運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第12条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第６項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、３年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月11日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　外国の作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑶　法施行の際（昭和40年８月28日）現に文部大臣又は厚生大臣が指定した学校又は施設において、作業療法士となるのに必要な知識及び技能を修業中であって、法施行後に当該学校又は施設を卒業した者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和40年厚生省令第47号。以下「規則」という。）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。ただし、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

なお、弱視用試験、点字試験、試験問題の読み上げ又は点字試験と試験問題の読み上げの併用を希望する者は、受験願書の右上に「弱視用試験希望」、「点字試験希望」、「読み上げ希望」又は「点字試験と読み上げ希望」と朱書きで記載すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、作業療法士国家試験運営本部事務所又は作業療法士国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は作業療法士国家試験運営本部事務所若しくは作業療法士国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴又は⑶に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　作業療法士国家試験受験資格認定書の写し（作業療法士国家試験運営本部事務所又は作業療法士国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

なお、４の⑴又は⑶に該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和９年３月11日（木曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年12月14日（月曜日）から令和９年１月４日（月曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、作業療法士国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる作業療法士国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋支店
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和９年１月４日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、10,100円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は郵送により交付する。なお、令和９年２月８日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、作業療法士国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月23日（火曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月27日（金曜日）までに作業療法士国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

作業療法士国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135－0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する作業療法士国家試験運営臨時事務所とする。

作業療法士国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤・加藤ビル５階
宮城県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県	ランスタッド・名古屋支店　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階